

文書名	認定業務規程別表 1
管理番号	B 0 1 - 0 6
承認日	2017年7月26日

認定業務規程別表 1 認定手数料の額および徴収方法（第 9 条関係）

1. 認定手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積
30a以内／37,800円。以降30aごとに3,240円を加算する。

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者／ 64,800円

団体及び法人の生産行程管理者／108,000円

- ・グループ申請の場合は2名以降1名につき12,960円を加算する。
- ・グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区ごとに2地区以降1地区について12,960円を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者／ 64,800円

団体及び法人の生産行程管理者／108,000円

小分け業者

個人の小分け業者／ 64,800円

団体及び法人の小分け業者／108,000円

※ただし二種類の農林物資について小分けする事業者にあつては一方の認定手数料を半額に減免する。

2. 認定手数料の徴収方法

申請書受理通知が当該登録認定機関から申請者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年2月23日改定
3. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2014年6月28日改定
5. 2017年1月31日改定
6. 2017年7月26日改定

文書名	認定業務規程別表 2
管理番号	B 0 2 - 0 6
承認日	2017年7月26日

別表 2 年次確認調査手数料の額および徴収方法（第10条第1項関係）

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の認定ほ場面積
30a以内／37,800円。以降30aごとに3,240円を加算する。

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者／ 64,800円

団体及び法人の生産行程管理者／108,000円

・グループ認定の場合は2名以降1名につき12,960円を加算する。

・グループ認定でなくても認定ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区ごとに2地区以降1地区について12,960円を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者／ 64,800円

団体及び法人の生産行程管理者／108,000円

小分け業者

個人の小分け業者／ 64,800円

団体及び法人の小分け業者／108,000円

※ただし二種類の農林物資について小分けする事業者にあっては一方の年次確認調査手数料を半額に減免する。

2. 年次確認調査手数料の徴収方法

年次確認調査通知が当該登録認定機関から認定事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年2月23日改定
3. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2014年6月28日改定
5. 2017年1月31日改定
6. 2017年7月26日改定

文書名	認定業務規程別表 3
管理番号	B 0 3 - 0 4
承認日	2017年1月31日

別表 3 再調査手数料の額及び徴収方法（第10条第2項関係）

1. 再調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の再調査につき21,600円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の再調査につき32,400円

小分け業者

1 件の再調査につき21,600円

※上記の再調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 再調査手数料の按分について

再調査は認定業務規程第32条で求めた回答について、もしくは第34条第4項で求めた是正について、全面的または部分的な再調査が必要であると判定会が認めたときに行われるものであるが、再調査の実施の原因があきらかに認定申請者もしくは認定事業者の側にある場合は再調査に要した再調査手数料は全額を認定申請者もしくは認定事業者が負担するものとする。再調査の実施の原因があきらかに本会の側にある場合は再調査に要した再調査手数料は全額を本会が負担するものとする。そのどちらでもない場合は再調査後に本会と認定申請者もしくは認定事業者との間で協議して按分を決定するものとする。

3. 再調査手数料の徴収方法

再調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認定機関から認定申請者もしくは認定事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

附則

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年11月30日改定
3. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2017年1月31日改定

文書名	認定業務規程別表 4
管理番号	B 0 4 - 0 4
承認日	2017年1月31日

別表 4 臨時確認調査手数料の額および徴収方法（第10条第3項関係）

1. 臨時確認調査手数料

(1) 認定ほ場の追加申請にともなう臨時確認調査（有機農産物）

追加申請ほ場面積0.3ha以内／21,600円

以降0.3haごとに3,240円を加算する。

追加するほ場が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区ごとに2地区以降1地区について12,960円を加算する。

(2) 生産者の追加申請にともなう臨時確認調査（有機農産物／グループ申請）

生産者1名追加／21,600円

以降1名追加につき12,960円を加算する。

(3) 上記(1)(2)以外の臨時確認調査

有機農産物についての生産行程管理者

1件の臨時確認調査につき21,600円

有機加工食品についての生産行程管理者

1件の臨時確認調査につき32,400円

小分け業者

1件の臨時確認調査につき21,600円

※年次確認調査時に併せて変更届に伴う臨時確認調査を実施する場合は別表2の手数料を徴収する。

※上記(1)(2)(3)の臨時確認調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 臨時確認調査手数料の徴収方法

臨時確認調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認定機関から認定事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年2月23日改定
3. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2017年1月31日改定

文書名	認定業務規程別表 5
管理番号	B 0 5 - 0 3
承認日	2017年1月31日

別表 5 緊急確認調査手数料の額及び徴収方法（第10条第4項関係）

1. 緊急確認調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の緊急確認調査につき21,600円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の緊急確認調査につき32,400円

小分け業者

1 件の緊急確認調査につき21,600円

※上記の緊急確認調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 緊急確認調査手数料の按分について

緊急確認調査は認定事業者が認定事項の変更をしたことを知ったとき、もしくは第三者からの情報提供その他の方法により認定事業者が認定の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときに緊急に行われるものであるが、緊急確認調査の結果あきらかに認定の技術的基準に適合しないことが判明した場合はそれに要した緊急確認調査手数料は全額を認定事業者が負担するものとする。緊急確認調査の結果あきらかに認定の技術的基準に適合していたことが判明した場合はそれに要した緊急確認調査手数料は全額を本会が負担するものとする。そのどちらでもなかった場合は緊急確認調査後に本会と認定事業者との間で協議して按分を決定するものとする。

3. 緊急確認調査手数料の徴収方法

緊急確認調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認定機関から認定事業者に届いてから 10 日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

附則

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
3. 2017年1月31日改定

文書名	認定業務規程別表 6
管理番号	B 0 6 - 0 4
承認日	2017年1月31日

別表 6 実地調査に伴う宿泊費および交通費等

1. 実地調査に伴う宿泊費

実地調査に宿泊を伴う場合の宿泊費は10,000円を超えない範囲で認定事業者が実費を負担する。

2. 交通費等

検査員の自宅から実地調査場所までの間で、公共交通機関およびタクシー等を利用した実費を請求することができる。

(1) 飛行機を利用した場合

- ・ファーストクラス、ビジネスクラスは請求することができない。

(2) 鉄道を利用した場合

- ・グリーン車料金は請求することができない。

(3) 船舶を利用した場合

- ・1等船室以上は請求することができない。

(4) 車を利用した場合

- ・距離数 (k m) に30円を乗じた額
- ・有料道路を利用した場合の利用料金
- ・有料駐車場を利用した場合の利用料金

3. 実地調査に伴う宿泊費および交通費等の按分について

(1) 複数の事業者を同時期に調査するとき交通費等の実費を当該事業者で按分することができる。

(2) 再調査の場合

認定業務規程別表 3 の 2 「再調査手数料の按分について」の考え方に基づいて本会もしくは認定申請者もしくは認定事業者が負担する。

(3) 緊急確認調査の場合

認定業務規程別表 5 の 2 「緊急確認調査手数料の按分について」の考え方に基づいて本会もしくは認定事業者が負担する。

4. 宿泊費および交通費等の徴収方法

実地調査に伴う宿泊費および交通費等については実地調査当日に精算する。もしくは実地調査後、請求書が当該登録認定機関から認定事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年12月6日改定
3. 2016年7月2日改定
4. 2017年1月31日改定

文書名	認定業務規程別表 7
管理番号	B 0 7 - 0 2
承認日	2017年1月31日

別表 7 日本国外における調査に伴う実費および交通費等

1. 日本国外において調査を行う際に生ずる宿泊・通訳・予防注射・査証手数料・外貨交換手数料・入出国税・空港利用税等の付随的費用は実費を請求することができる。

2. 交通費等

検査員の自宅から実地調査場所までの間で、公共交通機関およびタクシー他を利用した実費を請求することができる。

(1) 飛行機を利用した場合

- ・ファーストクラス、ビジネスクラスは請求することができない。

(2) 鉄道を利用した場合

- ・グリーン車クラス料金は請求することができない。

(3) 船舶を利用した場合

- ・1等船室以上は請求することができない。

(4) 車を利用した場合

- ・距離数 (k m) に30円を乗じた額
- ・有料道路を利用した場合の利用料金
- ・有料駐車場を利用した場合の利用料金

3. 付随的費用および交通費等の徴収方法

日本国外において調査を行う際に生ずる付随的費用および交通費等については実地調査後、請求書が当該登録認定機関から認定事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2017年1月31日改定

文書名	認定業務規程別表 8
管理番号	B 0 8 - 0 4
承認日	2017年1月31日

別表 8 講習会の料金（第12条第1項関係）

1. 講習会の料金

認定業務規程第 4 5 条に基づいて行う講習会の料金は以下の表のとおり。

通常	4 3, 2 0 0 円	(内 3, 2 0 0 円は消費税)
本会会員	2 7, 0 0 0 円	(内 2, 0 0 0 円は消費税)

2. 出張講習会の講師派遣に必要な費用

本会事業所以外の場所において開催する講習会（出張講習会）に要する講師派遣の実費は、認定業務規程別表 6 に定める実地調査に伴う宿泊費および交通費等と同様とする。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
3. 2015年6月9日改定
4. 2017年1月31日改定

文書名	認定業務規程別表 9
管理番号	B 0 9 - 0 2
承認日	2014年2月11日

別表 9 交付手数料の額及び徴収方法（第12条第2項関係）

1. 交付手数料

財務諸表等の書面の謄本または抄本による交付 1,080円＋送料実費

財務諸表等の電磁的記録を電磁的方法による交付 1,080円＋送料実費

2. 交付手数料の徴収方法

請求書が当該登録認定機関から申請者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する

2. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効

文書名	認定業務規程別表10
管理番号	B 1 0 - 0 3
承認日	2017年7月26日

別表 1 0 資料代および再交付手数料の額及び徴収方法（第12条第3項および第4項関係）

1. 資料代

- (1) 申請マニュアル
 - 1,080円＋送料実費（電子メールによる場合は無料）
- (2) 清刷（有機 J A S マーク）
 - 540円＋送料実費（電子メールによる場合は無料）

2. 再交付手数料

- (1) 認定証
 - 1,080円＋送料実費
- (2) 修了証
 - 1,080円＋送料実費
- (3) 年次確認調査終了通知書
 - 540円＋送料実費

2. 資料代・再交付手数料の徴収方法

請求書が当該登録認定機関から申請者に届いてから 1 0 日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

（附則）

- 1. この別表は2010年3月1日より施行する
- 2. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
- 3. 2017年7月26日改定